

栄養機能食品制度の概要について

2025（令和7）年10月
消費者庁食品表示課

栄養機能食品制度の概要

栄養機能食品の定義

食生活において別表第十一の第一欄に掲げる**栄養成分**（ただし、錠剤、カプセル剤等の形状の加工食品にあつては、カリウムを除く。）**の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をする食品**（特別用途食品及び添加物を除き、容器包装に入れられたものに限る。）をいう。

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条

対象食品

消費者に販売される容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用生鮮食品。

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第7条及び第21条

対象者

対象者は限定しないが、必要に応じ注意事項を表示する。

消費者委員会食品表示部会（第33回）資料5（平成26年10月15日）

規定

- 栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が定められた下限値・上限値の範囲内にある必要がある。
- 基準で定められた当該栄養成分の機能だけでなく注意喚起表示等も表示する必要がある。
- 個別の許可申請を行う必要がない**自己認証制度**となっている。

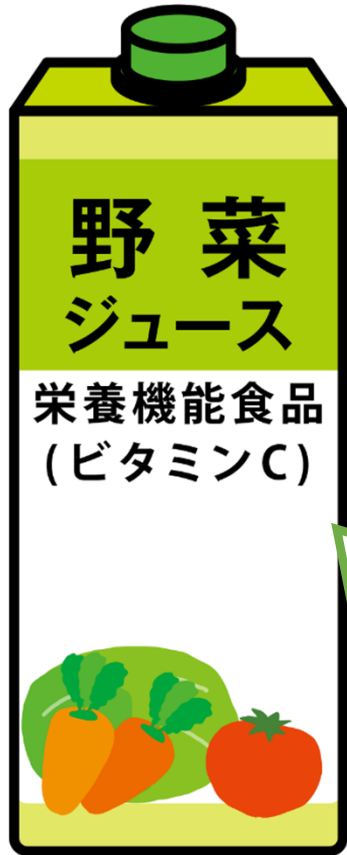
食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第7条及び第21条

栄養機能食品に関する表示義務事項

	義務表示事項	留意事項
1	栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称	「栄養機能食品（〇〇）」と表示する（〇〇は、「亜鉛」、「ビタミンA」、「ビタミンB ₁ ・ビタミンB ₂ 」等の栄養成分の名称とする。）。
2	栄養成分の機能	食品表示基準別表第11第3欄に掲げる事項を表示する。表示内容の主旨が同じものであっても、変化を加えたり、省略したりすることは認められない。
3	1日当たりの摂取目安量	当該摂取目安量に含まれる食品表示基準別表第11第1欄に掲げる栄養成分の量が、同表第2欄及び第4欄に定められた下限值・上限値の範囲内にある必要がある。
4	摂取の方法	当該食品における摂取の方法を消費者が理解しやすい文言で表示する。
5	摂取をする上での注意事項	食品表示基準別表第11第5欄に掲げる事項を記載する。表示内容の主旨が同じものであっても、変化を加えたり、省略したりすることは認められない。
6	バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。
7	消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨	「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。
8	1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合	1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行う栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合を表示する。
9	栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言	「栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量2,200kcal）」その他これに類する文言を表示する。
10	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項	表示を行う場合、消費者が理解しやすいような文言で表示する。
11	特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項	疾病により栄養代謝に変化が生じ、健康な者と同等の栄養成分の機能が得られないようなもの、妊産婦や乳幼児等、特定のライフステージにある者について摂取量に注意が必要なものについて、その旨を表示する。例えば、グレープフルーツ（ジュース）については、「カルシウム拮抗薬の効果を増強する可能性がある」等の表示が考えられる。

- ✓ 本検討会において、今年度に「基準値（下限值・上限値）」及び「栄養成分の機能」、来年度に「摂取をする上での注意事項」の検討を行う。

現行の栄養機能食品制度の表示例



《パッケージ表示例》

商品名：●▲ 栄養機能食品（ビタミンC）

ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。
「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

名称：●●●●

原材料名：…、…、…/…、…

賞味期限：枠外〇〇に記載

内容量：〇〇ml

製造者：△△株式会社

栄養成分表示：1本当たり

エネルギー〇kcal、たんぱく質〇g、脂質〇g、炭水化物〇g、食塩相当量〇g、ビタミンC〇mg

1日当たりの摂取目安量：1本

摂取の方法：そのままお飲みいただけます。

摂取をする上での注意事項

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。

1日の摂取目安量を守ってください。

1日当たりの摂取目安量に含まれる機能の表示を行う栄養成分の量の栄養素等表示
基準値（18歳以上、基準熱量2,200kcal）に占める割合：ビタミンC 〇%

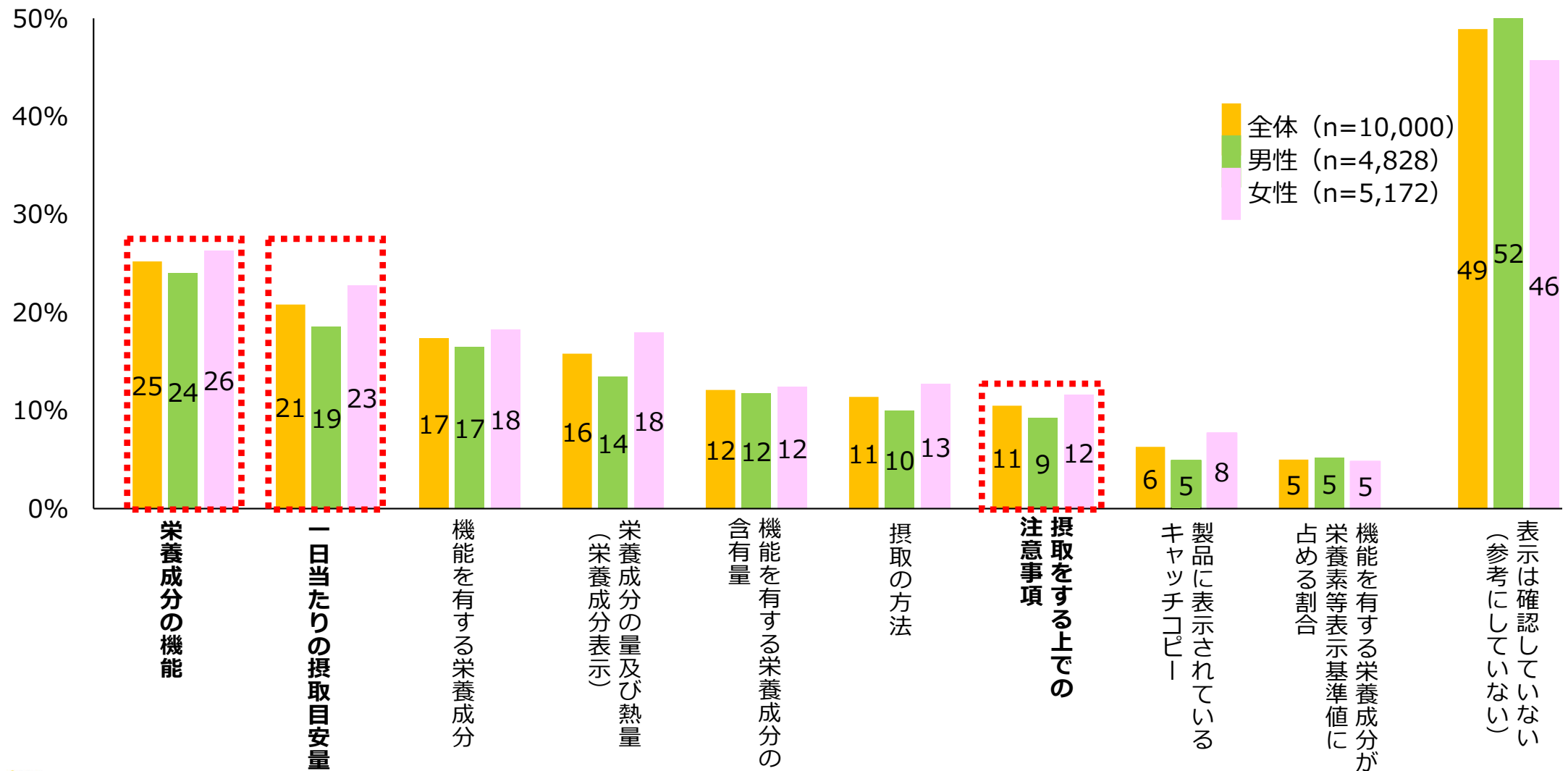
調理又は保存の方法：保存は高温多湿を避け、開封後はキャップをしっかり閉めて早めにお召し上がり
下さい。

本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

※赤字は栄養機能食品としての義務表示事項

消費者が栄養機能食品のどの表示事項を参考になっているか

- ✓ 食品購入時に参考になっている「栄養機能食品」の表示事項について、「確認していない」に次いで、「栄養成分の機能」が25%と多かった。「摂取をする上での注意事項」は11%であった。



出典：令和6年度食品表示に関する消費者意向調査（消費者庁）

栄養機能食品制度等の変遷

- 平成13年に、栄養機能食品が制度化された。
- 平成17年に、基準値となる下限値・上限値の根拠の見直しが行われ、平成27年にその根拠に基づき下限値が変更された一方で機能の表示は成分が追加される際に検討されたのみで、見直しは行われていない。

平成13年 4月 「保健機能食品」を食品衛生法施行規則に位置付け。

「栄養機能食品」を制度化（2ミネラル、12ビタミン）。錠剤・カプセル等の形状を認める。

平成14年12月 健康増進法を施行し、栄養改善法を廃止

平成16年 4月 「補給ができる旨の表示」及び**「栄養機能食品」の対象となる栄養成分に、亜鉛、銅及びマグネシウムの3成分追加**

6月 「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会（厚生労働省）より提言

平成17年 7月 栄養表示の根拠となる数値の見直し（**「栄養機能食品」の基準となる下限値・上限値の見直し**）

平成21年 9月 消費者庁及び消費者委員会発足（保健機能食品制度を含む食品表示の制度が消費者庁に一元化）

平成22年 8月 健康食品の表示に関する検討会 論点整理

平成25年 1月 「健康食品」の表示等の在り方に関する建議（消費者委員会）

平成25年 6月 食品表示法公布

平成27年 4月 食品表示法、食品表示基準施行

**「栄養機能食品」の対象となる栄養成分に、n-3系脂肪酸、ビタミンK及びカリウムの3成分を追加
「栄養素等表示基準値」の改定に伴う「栄養機能食品」の下限値の見直し**

平成28年12月 機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会において、
ビタミン、ミネラルの機能表示は、栄養機能食品制度において別途検討するとして整理

令和 3年度 「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業」において、**機能表示の見直しにおける考え方を検討・整理**

令和 5年度 **令和3年度の見直し方針に基づき、「栄養機能食品」における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査事業**において、
栄養成分の機能表示の文言見直し案について消費者アンケート調査を実施

栄養機能食品制度改正の見通し（イメージ）

令和6年10月11日

厚生労働省において、「日本人の食事摂取基準（2025年版）」公表

「**下限値・上限値**」は、日本人の食事摂取基準を基にした栄養素等表示基準値等を踏まえて見直し予定

「**栄養成分の機能**」は、日本人の食事摂取基準に記載されている機能の表現を踏まえて見直し予定

令和5年度
～令和7年度

食品衛生基準科学研究

「食事摂取状況等を考慮したいわゆる「健康食品」の安全性確保に資する研究」※

「**摂取をする上での注意事項**」は、研究結果を踏まえて見直し予定

※当該研究の研究期間は令和5～7年度であり、令和5年度は厚生労働科学研究であった。

令和7年度～

栄養機能食品の次の三つの規定について、検討会を立ち上げ議論

- 下限値・上限値（令和7年度）
- 栄養成分の機能（令和7年度）
- 摂取をする上での注意事項（令和8年度）

検討終了後

食品表示基準の一部改正